2025年4月1日改訂

該非判定結果リスト

2024年9月8日施行政令対応

判定項目：輸出令別表第１（1～15項） / 外為令別表（1～15項）/
米国輸出管理規則（EAR）※一部の商品のみ

該非判定書（非該当証明書）としての御利用方法

・当リストを輸出通関時、税関への提示資料としてご利用の場合は、対象商品が属する行の「輸出対象」欄にマークの上、ご利用ください。それをもって、弊社の該非判定書発行に代えさせていただきます。

御利用時の注意事項

【弊社商品の海外での使用について】

・日本国内で販売されている弊社日本モデルのハードウェア商品（ラベルプリンタ、ラベル自動貼付機器、ラベル剥離機等々）は、日本国内での使用を前提に国内の各種法規および電源電圧条件に対応した商品となっております。
・従いまして、海外でのご使用により、安全上や品質上の問題、あるいは各国における規制への未対応等の問題が起こりましても、弊社は責任を負いかねます。
・また、海外での弊社商品に対するサービス（修理、点検、消耗部品の供給など）の提供につきましても対応いたしかねます。（海外保証サービス対象商品は除きます。）

【外為法上の免責事項】

・当リストは、弊社が確認できる限りにおいて外為法およびこれらに関わる政省令に照らして判定した結果を記載したものであり、政府機関から許可を得ずに輸出できることを保証するものではありません。
・よって弊社商品を輸出する場合は、お客様の責任において外為法およびこれらに係る政省令を遵守いただきますようお願いいたします。

【製品仕様上の免責事項】

・該非判定結果は販売時点の製品仕様に基づくもので、お客様自らが改造等を行った場合にはその限りではありません。

【キャッチオール規制について】

・弊社商品につきまして、輸出貿易管理令別表第1 の1～15項に非該当であっても、ほとんどの品目が同16項には該当します。輸出先の国・地域、需要者、用途などを、同規制で定められている要件に照らし、お客様にて政府機関の輸出許可が必要かどうかご判断いただきますようお願いいたします。

以上、当リストの内容に関連して生じた障害等に関しましては、弊社は一切の責任を負いません。自己責任のもとご利用いただきますようお願いいたします。

該当 / 非該当の定義（輸出令別表第１/ 外為令別表）

・**該当**　：輸出令別表第一または外為令別表の1～15の項に定める規制対象品目であって、貨物等省令で定める仕様に該当するもの
・**非該当**：規制対象品目であっても貨物等省令で定める仕様に該当しないもの
※また、そもそも規制対象品目ではない「対象外」と呼ばれることのあるものについても一律「非該当」と表しています。

該非判定結果のお問い合わせ先

株式会社サトー　安全保障輸出管理委員会
grp-exportcontrol@sato-global.com

2025年4月1日改訂

該非判定結果リスト

2024年9月8日施行政令改正対応

1．ラベル剥離機

№	型式	輸出令別表第１ 判定結果	外為令別表 判定結果	EAR 判定結果	輸出対象
1	RACCOON F-70	非該当	非該当	対象外	
2	シールメイトEX Ⅱ （S-70Ⅱ）	非該当	非該当	対象外	
3	S-110 Ⅱ / S-110ⅡW	非該当	非該当	対象外	

2．ラベル発行ツール

№	型式	輸出令別表第１ 判定結果	外為令別表 判定結果	EAR 判定結果	輸出対象
1	Multi LABELIST V6	非該当	非該当	対象外	
2	Multi LABELIST V5	非該当	非該当	対象外	
3	Multi LABELIST V4	非該当	非該当	対象外	
4	接続くん	非該当	非該当	対象外	

3．プリンタサプライ（シール、ラベル、タグ、リストバンド、リボン等。尚、これらのRFID商品も含む）

№	型式（9桁の商品コード）	輸出令別表第１ 判定結果	外為令別表 判定結果	輸出対象
1	0********(９桁全て数字)	非該当	非該当	
2	1********(９桁全て数字)	非該当	非該当	
3	2********(９桁全て数字)	非該当	非該当	
4	3********(９桁全て数字)	非該当	非該当	
5	4********(９桁全て数字)	非該当	非該当	
6	5********(９桁全て数字)	非該当	非該当	
7	6********(９桁全て数字)	非該当	非該当	
8	7********(９桁全て数字)	非該当	非該当	
9	8********(９桁全て数字)	非該当	非該当	
10	9********(９桁全て数字)	非該当	非該当	
11	WB*******(WB以降7桁は数字)	非該当	非該当	

※EAR判定結果：
輸出先が、シリア・北朝鮮・キューバ、およびウクライナ内の自称「ドネツク共和国」、「ルガンスク共和国」、クリミア地域**以外**である場合の判定結果になります。これらの国・地域への輸出を予定されている場合には、別途お問い合わせください。